

南丹市移住者住宅整備モデル事業実施要綱

令和3年12月22日

告示第300号

改正 令和5年7月7日告示第212号

改正 令和7年2月17日告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の新たな担い手となる移住者の受入れを推進するとともに、地域主体のまちづくりに向けた取組意欲を喚起するため、移住者住宅を設置し、及び管理することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（本市の区域内に住所を定めるものに限る。）をいう。
- (2) 定住 5年以上の居住を前提に、住所地として本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 移住者住宅 移住者の居住を目的として、市が設置し、及び管理する賃貸住宅及びその敷地並びにそれらの付帯施設をいう。
- (4) 移住促進特別区域 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）第5条に規定する移住促進特別区域のうち、本市に所在する区域をいう。
- (5) 地域団体 複数の行政区（南丹市区設置規則（平成18年南丹市規則第6号）第1条第2項に規定する区をいう。）等により構成され、地域づくりの幅広い分野において地域に根ざした活動を行う団体であって、次に掲げる要件の全てに適合するものをいう。
 - ア 当該地域の事情に精通し、構成範囲の行政区等の合意形成が図れる体制及び移住者の受入れと移住後の支援を丁寧に行う体制が整備されていること。
 - イ 事業を適切かつ効率的に行うため、団体の代表者、構成員、事務局並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等が規約等で定められていること。
 - ウ 団体の運営にあたって、一つの事務手続につき複数の者が関与する等、当該事務手続に係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。
- (6) 定期建物賃貸借 契約の更新がなく、期間の定めがある建物の賃貸借契約で、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借をいう。

(事業対象地域)

第3条 事業対象地域は、移住促進特別区域とし、かつ、市長と当該地域内の地域団体が、南丹市移住者住宅整備モデル事業の実施に関する協定書（様式第1号）により協定を締結した地域とする。

(移住者住宅の設置)

第4条 市長は、事業対象地域内に次の移住者住宅を設置する。

名称	所在地	家賃月額	敷金
四ツ谷移住者住宅	南丹市日吉町四ツ谷五反田2番地5	30,000円	90,000円

(入居者の資格)

第5条 移住者住宅に入居できる者（以下「入居資格者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者は、この限りでない。

- (1) 入居申込日時点において、本市以外に1年以上居住している者
- (2) 本市に定住する意志を持って移住する者
- (3) 入居日の属する年度の4月1日時点において、50歳未満の者を含む世帯の世帯員
- (4) 集落の一員として、地域活動等に積極的に参加する者
- (5) 移住者住宅の家賃及び敷金を支払った上で、なお十分な生活水準を維持できる収入のある者又はその見込みのある者であって、かつ、移住者住宅を適切に維持管理できる者
- (6) 南丹市税を滞納していない者
- (7) 南丹市暴力団排除条例（平成23年南丹市条例第26号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団等（以下「暴力団員等」という。）でない者
- (8) 外国人の場合は、その外国人の在留資格が永住者又は特別永住者である者

(入居者の募集)

第6条 市長は、南丹市移住者住宅入居者募集要項（様式第2号。以下「募集要項」という。）の定めるところにより移住者住宅の入居者を募集するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(入居の申込み)

第7条 移住者住宅に入居しようとする入居資格者（以下「入居申込者」という。）は、募集要項の定めるところにより南丹市移住者住宅入居申込書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(入居者の選考及び決定)

第8条 市長は、前条の規定による入居申込書の提出があったときは、募集要項の定

めるところにより移住者住宅に入居できる者（以下「入居決定者」という。）を選考し、入居の可否を南丹市移住者住宅入居者選考結果通知書（様式第4号）により入居申込者に通知するものとする。

（入居補欠者）

第9条 市長は、前条の規定により入居者を選考するときは、入居決定者のほかに入居順位を定めて、入居決定者が移住者住宅に入居しないときの補欠者（以下「入居補欠者」という。）を定めることができる。

2 市長は、第11条の規定により入居の決定を取り消したときは、入居補欠者のうちから入居順位に従い、新たに入居決定者を選考するものとする。

（契約）

第10条 第8条の規定による選考結果通知書の交付を受けた入居決定者は、市長が指定する日までに、南丹市移住者住宅定期建物賃貸借契約書（様式第5号）及び南丹市移住者住宅定期建物賃貸借契約説明書（様式第6号）を市長に提出し、定期建物賃貸借の契約（以下「本契約」という。）を締結しなければならない。

2 本契約を締結した入居決定者は、本契約の締結日から10日以内に入居し、南丹市移住者住宅入居開始届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 本契約の契約期間は、2年以内とする。

（入居決定の取消し）

第11条 市長は、入居決定者が前条第1項、第2項及び第13条第1項に規定する期日までに当該各項の手続をしないときは、移住者住宅への入居の決定を取り消し、南丹市移住者住宅入居決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（家賃）

第12条 本契約を締結した入居決定者（以下「入居者」という。）は、本契約の契約期間開始日から移住者住宅の明渡しの日までの間、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明渡しの日）までに、その月分の家賃を市長が指定する方法により納付しなければならない。

2 移住者住宅に入居した月又は移住者住宅を明け渡した月において、使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、1か月を30日として日割計算した額とする。

3 入居者が第21条に規定する手続を経ないで移住者住宅を立ち退いたときは、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合は、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者が疾病にかかり、長期にわたり療養を要するとき。
 - (2) 入居者又は同居者が災害により、容易に回復しがたい損害を受けたとき。
 - (3) その他前 2 号に準ずる特別の事情があるとき。
- 5 前項の家賃の減免の割合及び期間は、市長が実情を参酌して定めるものとする。
 - 6 第 4 項の家賃の徴収の猶予期間は、6 か月を超えることはできない。
 - 7 家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする入居者は、南丹市移住者住宅家賃減免・徴収猶予申請書（様式第 9 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - 8 市長は、前項の規定による家賃減免・徴収猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、家賃の減免又は徴収の猶予の可否を決定し、その結果を南丹市移住者住宅家賃減免・徴収猶予承認（不承認）通知書（様式第 10 号）により入居者に通知するものとする。

（敷金）

- 第 13 条 入居者は、市長が指定する日までに、第 4 条に規定する敷金を市長が指定する方法により納付しなければならない。
- 2 前項に規定する敷金は、入居者が移住者住宅を明け渡すときに還付するものとする。ただし、未納の家賃及び損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付するものとする。
 - 3 前項ただし書の場合において、敷金の額が未納の家賃及び損害賠償金を補うに足りないときは、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
 - 4 敷金には利子を付けない。
 - 5 敷金の還付を受けようとする入居者は、南丹市移住者住宅敷金還付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定による敷金還付請求書の提出があったときは、速やかに敷金を還付するものとする。

（修繕費用の負担区分）

第 14 条 移住者住宅における修繕費用の負担区分は、下表のとおりとする。

市の負担区分	入居者の負担区分
壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、階段、給水施設、排水施設、電気施設及びその他建物の構造上重要な部分の修繕に要する費用	畳の表替え、ふすまの張替え、ガラスの取替え、建具、給水栓、点滅器及びその他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

- 2 入居者又は同居者の責に帰すべき事由により前項に規定する市の負担区分に修繕

の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 15 条 前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる費用は、入居者が負担するものとする。

- (1) 電気、ガス、上下水道、放送、通信サービス等の使用料及び手数料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持及び運営に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める費用

2 前項に規定する費用に関する手続等は、入居者が行うものとする。

(遵守事項)

第 16 条 入居者及び同居者は、移住者住宅の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地の地縁組織（行政区・自治会・振興会等）に加入し、地縁組織が定める会費を納入するとともに、地域活動等に積極的に参加すること。
- (2) 地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めること。
- (3) 清掃、火災の防止、水道の凍結防止、留守中や就寝中の施錠等、移住者住宅を善良かつ正常な状態に維持管理すること。
- (4) 周辺の除草や除雪を適切に行い、住環境の清潔保持等必要な管理及び整備を行うこと。
- (5) ごみ等は定められた方法に従って適切に排出すること。
- (6) その他移住者住宅の使用に関し、市長が必要と認める事項

(禁止行為)

第 17 条 入居者及び同居者は、移住者住宅の使用に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者に転貸し、又はその入居の権利を譲渡すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用すること。ただし、市長の承認を得たときは、一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- (3) 原状を変更する模様替え、増改築、植栽、特別な設備又は特殊備品の搬入等を行うこと。ただし、市長の指定する日までに入居者の負担で原状に回復し、又は撤去することを条件として、南丹市移住者住宅模様替え・増改築等承認申請書（様式第 12 号）により市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (4) 動物等を飼育すること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- (5) 麻薬類（危険ドラッグ等を含む）、刀剣類、爆発性や発火性を有する危険な物品等を製造し、栽培し、販売し、保管し、又は使用すること。
- (6) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (7) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作や楽器の演奏等を行うこと。
- (8) 室内でたばこ類を喫煙すること。
- (9) 物品の売買、営利事業及び興業、展示会の開催、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (10) 文書、図書、その他印刷物を貼付け、又は配布すること。
- (11) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (12) 暴力団員等を居住させ、又は出入りさせること。
- (13) 地域住民及び通行人等に迷惑や不安を与える行為をすること。
- (14) その他移住者住宅の使用に関し、市長がふさわしくないと認める行為をすること。

（届出を必要とする事象）

第 18 条 入居者は、次の各号に掲げる事象が発生した場合又は発生が予測される場合は、直ちに市長に当該各号に定める届により届け出なければならない。

- (1) 入居者及び同居者に増減若しくは変更が生じたとき又は緊急時連絡先に変更が生じたときは、南丹市移住者住宅入居者等変更届（様式第 13 号）により届け出ること。
- (2) 移住者住宅を 10 日以上使用しないときは、南丹市移住者住宅一時不在届（様式第 14 号）により届け出ること。
- (3) 移住者住宅を汚損、破損又は滅失等させたときは、南丹市移住者住宅事故発生届（様式第 15 号）により届け出ること。

（損害賠償）

第 19 条 入居者又は同居者の責に帰すべき事由により、移住者住宅を汚損、破損、滅失等させたとき、又は地域住民等第三者に対して損害を及ぼしたときは、入居者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 入居者は、移住者住宅の鍵を紛失等したときは、市長の請求に基づく鍵シリンダー等の取替等に係る実費を弁償しなければならない。

（契約の解除）

第 20 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、入居者に対して、南丹市移住者住宅明渡し請求書（様式第 16 号）により期日を指定

して移住者住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、入居者が既に納入した家賃は返還しないものとする。

- (1) 本契約、本要綱及び関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに次条の規定により移住者住宅を明け渡さなければならない。

(明渡し)

第 21 条 入居者は、本契約の契約期間満了日（契約期間満了日までに移住者住宅を明け渡そうとするときは明渡し希望日）の 10 日前までに、南丹市移住者住宅返還届（様式第 17 号）により市長に移住者住宅の明渡しを申し出て、市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前項に規定する検査のときまでに、室内を清掃し、自己の所有し、又は保有する物品等を全部撤去した上で、通常の使用により生じた損耗を除き、入居者の負担で移住者住宅を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 入居者は、第 1 項に規定する検査で補正を指示されたときは、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 市長は、第 1 項に規定する検査の合格日又は前項に規定する補正の完了日をもって、移住者住宅の明渡しの日に認定するものとする。

(立入調査)

第 22 条 市長は、移住者住宅の防火、防災、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、市長が指定する調査員に移住者住宅の立入調査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入調査を拒否することができない。

(事故免責)

第 23 条 移住者住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住者住宅内で発生した事故に対しては、市長は、その賠償の責めを負わない。

(移住者住宅の管理に関する意見聴取)

第 24 条 市長は、第 5 条第 7 号及び第 17 条第 12 号の規定を適用するため、必要と認める場合においては、南丹警察署長の意見を聴くことができる。

(移住者住宅の売買)

第 25 条 入居者は、移住者住宅に 1 年以上居住した後、移住者住宅の購入を希望するときは、南丹市移住者住宅購入要望書（様式第 18 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による購入要望書の提出があったときは、第 3 条に規定する協定を締結した地域団体の意見を聴いた上で、入居者に移住者住宅を売却することができる。

（その他）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（移住促進特別区域に関する経過措置）

2 第 2 条第 4 号の規定については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、同号中「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成 28 年京都府条例第 26 号）第 5 条」とあるのは「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和 3 年京都府条例第 25 号）第 6 条」と読み替えるものとする。

附 則（令和 5 年 7 月 7 日告示第 212 号）

この告示は、公表の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降の移住について適用する。

附 則（令和 7 年 2 月 17 日告示第 212 号）

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 6 月 17 日から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

南丹市移住者住宅整備モデル事業の実施に関する協定書

（以下「甲」という。）と南丹市長（以下「乙」という。）は、以下の条項及び南丹市移住者住宅整備モデル事業実施要綱（令和 3 年南丹市告示第 300 号。以下「要綱」という。）の定めるところにより、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、地域の新たな担い手となる移住者の受入れを推進するとともに、地域主体のまちづくりに向けた取組意欲を喚起するため、甲及び乙のそれぞれが主体者として、南丹市移住者住宅整備モデル事業（以下「本事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲がまちづくり活動を行う地域内に移住者住宅がなくなったときをもって、本協定は終了する。

（連携）

第 3 条 甲及び乙は、それぞれが有する人的・物的資源等を有効に活用して、本事業を連携して推進するものとする。

2 本事業における業務分担は、下表のとおりとする。

区分	業務内容	主担当
移住者住宅 未入居時	入居者募集方法の検討、入居者募集情報の発信	甲、乙
	入居者の選考	甲、乙
	移住者住宅及び周辺の清掃、風通しの確保、除草、除雪等	甲
	移住者住宅の改修、修繕等	乙
移住者住宅 入居時	入居者の相談対応、地域活動の支援等	甲
	移住者住宅の家賃徴収、改修、修繕等	乙
常時	移住者の受入れ、地域情報の発信等のまちづくり活動	甲
	上記まちづくり活動の支援	乙

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を通じて知り得た相手方及び関係者の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議)

第6条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項や各条項の解釈に疑義等が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、双方誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 京都府南丹市_____

氏名 _____ ⑩

乙 住所 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

氏名 南丹市長 ⑩

様式第 2 号（第 6 条関係）

南丹市移住者住宅入居者募集要項

1 はじめに

南丹市では、移住者が入居期間中に地域の人々や環境と馴染まれ、やがて地域の新たな担い手として定住していただくために、空き家を活用した賃貸の移住者住宅を設置しています。このたび、その住宅の入居者を次のとおり募集します。

なお、移住者住宅は、入居から 1 年以上居住された場合、購入していただくこともできます。

2 募集する移住者住宅の概要

別紙 1 のとおり

3 移住者住宅所在地域の概要

別紙 2 のとおり

4 入居者の資格

次の各号の全てに該当する方（世帯）です。

- (1) 入居申込日時点において、本市以外に 1 年以上居住している方
- (2) 本市に定住する意志を持って移住する方
- (3) 入居日の属する年度の 4 月 1 日時点において、50 歳未満の者を含む世帯の世帯員
- (4) 集落の一員として、地域活動等に積極的に参加する方
- (5) 移住者住宅の家賃及び敷金を支払った上で、なお十分な生活水準を維持できる収入のある方又はその見込みのある方であって、かつ、移住者住宅を適切に維持管理できる方
- (6) 南丹市税を滞納していない方
- (7) 南丹市暴力団排除条例（平成 23 年南丹市条例第 26 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団等でない方
- (8) 外国人の場合は、その外国人の在留資格が永住者又は特別永住者である方

5 入居の申込み

- (1) 提出書類

①	移住者住宅入居申込書（様式第 3 号）
②	内覧・面談の希望日程表（様式第 3 号別紙）
③	入居予定者全員の住民票（本市以外に 1 年以上居住していること等入居者資格が確認できるもの／確認できない場合は住民票の除票も必要）
④	入居予定者全員の課税証明書（直近のもの／児童・生徒・学生を除く）
⑤	入居予定者全員の南丹市税完納証明書（3 か月以内に発行のもの／児童・生徒・学生を除く）
※③④⑤は、入居決定後（賃貸借契約前）の提出でも可とします。	
※上記以外の書類が必要な場合、追加で提出を求めることがあります。	
※入居の可否に関わらず、提出書類は返却しません。	

(2) 受付期間

年 月 日～ 年 月 日	午前 9 時～午後 5 時
※期間内であっても、土曜日・日曜日・祝日は除きます。	
※提出は持参又は郵送で、郵送の場合は当日消印までを有効とします。	

(3) お申込み・お問合せ先

南丹市役所	部 課
所在地	〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地
電 話	
F A X	
メール	

6 内覧（希望される方のみ）

下記の日程（1 組約 1 時間）から複数選択し、希望日程表に記入してください。
 内覧後に入居の申込みを検討される方は、希望日程表のみ先に提出してください。
 日程調整後、内覧希望者には、内覧日程を通知します。

年 月 日～ 年 月 日	午前 9 時～午後 5 時
※日程のご希望に添えない場合やほかの見学者と合同となる場合があります。	
※見学に係る交通費等の費用は自己負担となります。	

7 入居者の選考

(1) 第 1 次審査

入居申込書の提出があった都度、その内容を審査し、入居者の資格に該当していない方のみ、入居できない旨を文書で通知します。

(2) 第2次審査

地域住民及び本市職員（計3～4名程度）との面談を行いますので、下表の日程（1組約30分）から複数選択し、希望日程表に記入してください。

日程調整後、第2次審査対象者には、面談日程を文書で通知します。

年	月	日	午前9時～午後5時	会場
※時間のご希望に添えない場合があります。				
※面談に係る交通費等の費用は自己負担となります。				

(3) 選考結果

第2次審査対象者全員に、入居の可否を文書で通知します。

入居を決定した方には、入居の手続やその指定期日もあわせて通知します。

8 入居の手続

入居決定の通知を受けた方は、指定期日までに下表の手続を完了してください。

決定通知で 指定する日 までに	①	移住者住宅定期建物賃借契約書（様式第5号）を提出
	②	移住者住宅定期建物賃借契約説明書（様式第6号）を提出
	③	敷金（家賃の3か月分）を納付
	④	鍵の受け取り
契約締結日 から10日 以内に	⑤	入居
	⑥	移住者住宅入居開始届（様式第7号）を提出
	⑦	入居世帯全員の住民票（本市への転入時期がわかるもの）を提出
※契約期間は、2年以内です。		
※指定期日までに手続できない場合、入居決定を取り消すことがあります。		

9 家賃

契約期間開始日から移住者住宅の明渡しの日までの間、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明渡しの日）までに、その月分の家賃を納付してください。

使用期間が1月に満たない月の家賃は、1か月を30日として日割計算します。

10 敷金

敷金には利子を付けず、入居者が移住者住宅を明け渡すときに、未納の家賃及び損害賠償金がある場合、これを控除して還付します。

敷金の額が未納金に対して不足する場合は、その不足額を納付していただきます。

11 修繕費用の負担区分

移住者住宅における修繕費用の負担区分は、下表のとおりです。

入居者（同居者）の責に帰すべき事由により市長の負担区分に修繕の必要が生じたときは、入居者に修繕又はその費用を負担していただきます。

市の負担区分	入居者の負担区分
壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、階段、給水施設、排水施設、電気施設及びその他建物の構造上重要な部分の修繕に要する費用	畳の表替え、ふすまの張替え、ガラスの取替え、建具、給水栓、点滅器及びその他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

12 その他の費用負担

次の各号に掲げる費用は、入居者に負担していただきます。

- (1) 電気、ガス、上下水道、放送、通信サービス等の使用料及び手数料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持及び運営に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める費用

また、各費用に関連する手続等も入居者に行っていただきます。

13 遵守事項

入居者（同居者）には、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 居住地の地縁組織（行政区・自治会・振興会等）に加入し、地縁組織が定める会費を納入するとともに、地域活動等に積極的に参加すること。
- (2) 地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めること。
- (3) 清掃、火災の防止、水道の凍結防止、留守中や就寝中の施錠等、移住者住宅を善良かつ正常な状態に維持管理すること。
- (4) 周辺の除草や除雪を適切に行い、住環境の清潔保持等必要な管理及び整備を行うこと。
- (5) ごみ等は定められた方法に従って適切に排出すること。
- (6) その他移住者住宅の使用に関し、市長が必要と認める事項

14 禁止行為

入居者（同居者）には、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 第三者に転貸し、又はその入居の権利を譲渡すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用すること。ただし、市長の承認を得たときは、一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- (3) 原状を変更する模様替え、増改築、植栽、特別な設備又は特殊備品の搬入等を行うこと。ただし、市長の指定する日までに入居者の負担で原状に回復し、又は撤去することを条件として、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (4) 動物等を飼育すること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (5) 麻薬類（危険ドラッグ等を含む）、刀剣類、爆発性や発火性を有する危険な物品等を製造し、栽培し、販売し、保管し、又は使用すること。
- (6) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (7) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作や楽器の演奏等を行うこと。
- (8) 室内でたばこ類を喫煙すること。
- (9) 物品の売買、営利事業及び興業、展示会の開催、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (10) 文書、図書、その他印刷物を貼付け、又は配布すること。
- (11) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (12) 暴力団員等を居住させ、又は出入りさせること。
- (13) 地域住民及び通行人等に迷惑や不安を与える行為をすること。
- (14) その他移住者住宅の使用に関し、市長がふさわしくないと認める行為をすること。

15 届出が必要な事象

次の各号に掲げる事象が発生し、又は予測される場合は、直ちに届け出てください。

- (1) 入居者及び同居者に増減若しくは変更が生じたとき又は緊急時連絡先に変更が生じたとき。
- (2) 移住者住宅を10日以上使用しないとき。
- (3) 移住者住宅を汚損、破損又は滅失等させたとき。

16 損害賠償

入居者（同居者）の責に帰すべき事由により、移住者住宅を汚損、破損、滅失等させたとき、又は地域住民等第三者に対して損害を及ぼしたときは、原状に回復又はその損害を賠償していただきます。（やむを得ないと市長が認めた場合を除く。）

また、移住者住宅の鍵を紛失等したときは、鍵シリンダー等の取替等に係る実費を

弁償していただきます。

17 契約の解除

入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、期日を指定して移住者住宅の明渡しを請求します。この場合、既に納入された家賃は返還しません。

- (1) 契約、要綱及び関係法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

18 明渡し

入居者は、契約期間満了日（契約期間満了日までに移住者住宅を明け渡そうとするときは明渡し希望日）の10日前までに、移住者住宅の明渡しを申し出て、市の検査を受けてください。

検査のときまでに、室内を清掃し、自己の所有し、又は保有する物品等を全部撤去した上で、通常の使用により生じた損耗を除き、入居者の負担で移住者住宅を原状に回復してください。（市長の承認を得たときを除く。）

検査で補正を指示されたときは、修繕し、又はその費用を負担してください。

検査の合格日又は補正の完了日が移住者住宅の明渡しの日となります。

19 立入調査

移住者住宅の管理上必要があるときは、検査員が立入調査する場合があります。

様式第 2 号（第 6 条関係）別紙 1

募集する移住者住宅の概要

名 称	移住者住宅			
建 物	所在地	京都府南丹市		
	構 造			
	床面積	㎡		
敷 地	所在地	京都府南丹市		
	面 積	㎡		
家 賃	円（月額）			
敷 金	円			
入居期間	入居日から 2 年以内（入居可能日 年 月 日以降）			
前面道路	路線名	線	幅員	m
交通機関				
周辺施設				
設 備 等	電 気			
	ガ ス			
	上水道			
	下水道			
	テレビ			
	ネット			
	空 調			
	風 呂			
	トイレ			
	駐車場			
	その他			
留意事項				

間 取 図	
写 真	

※記載したもの以外の家電設備やカーテン等は備え付けていませんので、入居者の負担で準備してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）別紙 2

移住者住宅所在地域の概要

名 称	南丹市 町
概 要	
人 口 等	人・ 世帯（ 年 月 日現在）
組 分 け	
区 費 等	円／月・年
年間行事	
周辺施設	
P R 等	

様式第3号 (第7条関係)

南丹市移住者住宅入居申込書

年 月 日

南丹市長

様

入居申込者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	(印)
電話番号	

※入居申込者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市 移住者住宅への入居を申し込みます。

入居希望期間		年 月 日～		年 月 日	
入居 予 定 者	氏名	生年月日		続柄	職業・学校等
	入居申込者	年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
関 係 書 類	☐ 内覧・面談の希望日程表（別紙） ※以下の書類は入居決定後（賃貸借契約前）の提出でも可 ☐ 入居予定者全員の住民票（本市以外に1年以上居住していること等入居者資格が確認できるもの／確認できない場合は住民票の除票も必要） ☐ 入居予定者全員の課税証明書（直近のもの／児童・生徒・学生を除く） ☐ 入居予定者全員の南丹市税完納証明書（3か月以内に発行のもの／児童・生徒・学生を除く）				
	入居申込者は、入居にあたって下記の事項を確約します。				
	1. 移住する地域の地縁組織（行政区・自治会・振興会等）に加入します。				
	2. 地縁組織が定める会費（区費・自治会費・振興会費等）を納入します。				
	3. 地縁組織が行う地域活動等に積極的に参加します。				
4. 地域の移住担当者等から面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めます。					
5. 地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。					
6. 南丹市移住者住宅整備モデル事業実施要綱の規定を遵守します。					

様式第3号（第7条関係）別紙

内覧・面談の希望日程表

入居申込者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

住 所	〒 _____
氏 名	_____
電話番号	_____
内覧住宅	南丹市_____移住者住宅

※入居申込書と同時に提出する場合は記入不要

【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

内覧（希望される方のみ）					
月	日	☐ 午前9時～（第	希望）	☐ 午前10時～（第	希望）
		☐ 午前11時～（第	希望）		
		☐ 午後1時～（第	希望）	☐ 午後2時～（第	希望）
		☐ 午後3時～（第	希望）	☐ 午後4時～（第	希望）
月	日	☐ 午前9時～（第	希望）	☐ 午前10時～（第	希望）
		☐ 午前11時～（第	希望）		
		☐ 午後1時～（第	希望）	☐ 午後2時～（第	希望）
		☐ 午後3時～（第	希望）	☐ 午後4時～（第	希望）
月	日	☐ 午前9時～（第	希望）	☐ 午前10時～（第	希望）
		☐ 午前11時～（第	希望）		
		☐ 午後1時～（第	希望）	☐ 午後2時～（第	希望）
		☐ 午後3時～（第	希望）	☐ 午後4時～（第	希望）
面談（第2次審査）					
月	日	☐ 午前9時～（第	希望）	☐ 午前10時～（第	希望）
		☐ 午前11時～（第	希望）		
		☐ 午後1時～（第	希望）	☐ 午後2時～（第	希望）
		☐ 午後3時～（第	希望）	☐ 午後4時～（第	希望）
月	日	☐ 午前9時～（第	希望）	☐ 午前10時～（第	希望）
		☐ 午前11時～（第	希望）		
		☐ 午後1時～（第	希望）	☐ 午後2時～（第	希望）
		☐ 午後3時～（第	希望）	☐ 午後4時～（第	希望）
月	日	☐ 午前9時～（第	希望）	☐ 午前10時～（第	希望）
		☐ 午前11時～（第	希望）		
		☐ 午後1時～（第	希望）	☐ 午後2時～（第	希望）
		☐ 午後3時～（第	希望）	☐ 午後4時～（第	希望）

様式第 4 号（第 8 条関係）

南丹市移住者住宅入居者選考結果通知書

年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市 移住者住宅について、次のとおり選考結果を通知します。

1 入居の可否

☐ 入居可
☐ 入居不可：第 1 次審査の結果（入居者の資格要件に合致しない）による
☐ 入居不可：第 2 次審査の結果（審査会における選考）による

2 入居の手続（「1 入居の可否」で「入居可」にチェック☑のある方のみ）

【 年 月 日までに】
①移住者住宅定期建物賃貸借契約書（様式第 5 号）を提出 ②移住者住宅定期建物賃貸借契約説明書（様式第 6 号）を提出 ③別紙納付書により敷金（家賃の 3 か月分）を納付 ④移住者住宅の鍵の受け取り
【移住者住宅定期建物賃貸借契約の締結日から 10 日以内に】
⑤移住者住宅への入居 ⑥移住者住宅入居開始届（様式第 7 号）を提出 ⑦入居世帯全員の住民票（本市への転入時期がわかるもの）を提出
※①②④⑥は、南丹市役所 課で手続を行ってください。 ※③は、南丹市役所 課又は納付書記載の金融機関で納付してください。 ※⑦は、南丹市役所 課で交付を受け、南丹市役所 課に提出してください。 ※契約期間は、2 年以内です。 ※指定期日までに手続できない場合、入居決定を取り消すことがあります。

様式第 5 号（第 10 条関係）

南丹市移住者住宅定期建物賃貸借契約書

貸主 南丹市長（以下「市長」という。）と借主（以下「入居者」という。）は、以下の条項及び南丹市移住者住宅整備モデル事業実施要綱（令和 3 年南丹市告示第 300 号。以下「要綱」という。）の定めるところにより、定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 市長は、下表記載の物件（以下「移住者住宅」という。）を借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に規定する建物として、入居者に貸し付けるものとする。

建物	所在地	京都府南丹市
	構 造	
	床面積	m ²
敷地	所在地	京都府南丹市
	面 積	m ²
家賃	円（月額）	
敷金	円	

（契約期間）

第 2 条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、入居者は契約期間の開始日から入居するものとする。

2 本契約は期間の更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了することを双方確認したものである。ただし、双方協議による再契約を妨げるものではない。

（入居の開始）

第 3 条 入居者は、本契約の締結日から 10 日以内に入居し、南丹市移住者住宅入居開始届（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（家賃）

第 4 条 入居者は、本契約の契約期間開始日から移住者住宅の明渡しの日までの間、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明渡しの日）までに、その月分の家賃を市長が指定する方法により納付しなければならない。

2 移住者住宅に入居した月又は移住者住宅を明け渡した月において、使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は、1 か月を 30 日として日割計算した額とする。

- 3 入居者が第 13 条に規定する手続を経ないで移住者住宅を立ち退いたときは、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第 5 条 入居者は、市長が指定する日までに、第 1 条に規定する敷金を市長が指定する方法により納付しなければならない。

- 2 前項に規定する敷金は、入居者が移住者住宅を明け渡すときに還付するものとする。ただし、未納の家賃及び損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付するものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、敷金の額が未納の家賃及び損害賠償金を補うに足りないときは、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
- 4 敷金には利子を付けない。
- 5 敷金の還付を受けようとする入居者は、南丹市移住者住宅敷金還付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による敷金還付請求書の提出があったときは、速やかに敷金を還付するものとする。

(修繕費用の負担区分)

第 6 条 移住者住宅における修繕費用の負担区分は、下表のとおりとする。

市長の負担区分	入居者の負担区分
壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、階段、給水施設、排水施設、電気施設及びその他建物の構造上重要な部分の修繕に要する費用	畳の表替え、ふすまの張替え、ガラスの取替え、建具、給水栓、点滅器及びその他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

- 2 入居者又は同居者の責に帰すべき事由により前項に規定する市長の負担区分に修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 7 条 前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる費用は、入居者が負担するものとする。

- (1) 電気、ガス、上下水道、放送、通信サービス等の使用料及び手数料
 - (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
 - (3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持及び運営に要する費用
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める費用
- 2 前項に規定する費用に関する手続等は、入居者が行うものとする。

(遵守事項)

第8条 入居者及び同居者は、移住者住宅の使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地の地縁組織（行政区・自治会・振興会等）に加入し、地縁組織が定める会費を納入するとともに、地域活動等に積極的に参加すること。
- (2) 地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めること。
- (3) 清掃、火災の防止、水道の凍結防止、留守中や就寝中の施錠等、移住者住宅を善良かつ正常な状態に維持管理すること。
- (4) 周辺の除草や除雪を適切に行い、住環境の清潔保持等必要な管理及び整備を行うこと。
- (5) ごみ等は定められた方法に従って適切に排出すること。
- (6) その他移住者住宅の使用に関し、市長が必要と認める事項

(禁止行為)

第9条 入居者及び同居者は、移住者住宅の使用に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者に転貸し、又はその入居の権利を譲渡すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用すること。ただし、市長の承認を得たときは、一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- (3) 原状を変更する模様替え、増改築、植栽、特別な設備又は特殊備品の搬入等を行うこと。ただし、市長の指定する日までに入居者の負担で原状に回復し、又は撤去することを条件として、南丹市移住者住宅模様替え・増改築等承認申請書（様式第12号）により市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (4) 動物等を飼育すること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (5) 麻薬類（危険ドラッグ等を含む）、刀剣類、爆発性や発火性を有する危険な物品等を製造し、栽培し、販売し、保管し、又は使用すること。
- (6) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (7) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作や楽器の演奏等を行うこと。
- (8) 室内でたばこ類を喫煙すること。
- (9) 物品の売買、営利事業及び興業、展示会の開催、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- (10) 文書、図書、その他印刷物を貼付け、又は配布すること。
- (11) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (12) 暴力団員等を居住させ、又は出入りさせること。

(13) 地域住民及び通行人等に迷惑や不安を与える行為をすること。

(14) その他移住者住宅の使用に関し、市長がふさわしくないと認める行為をすること。

(届出を必要とする事象)

第10条 入居者は、次の各号に掲げる事象が発生した場合又は発生が予測される場合は、直ちに市長に当該各号に定める届により届け出なければならない。

(1) 入居者及び同居者に増減若しくは変更が生じたとき又は緊急時連絡先に変更が生じたときは、南丹市移住者住宅入居者等変更届（様式第13号）により届け出ること。

(2) 移住者住宅を10日以上使用しないときは、南丹市移住者住宅一時不在届（様式第14号）により届け出ること。

(3) 移住者住宅を汚損、破損又は滅失等させたときは、南丹市移住者住宅事故発生届（様式第15号）により届け出ること。

(損害賠償)

第11条 入居者又は同居者の責に帰すべき事由により、移住者住宅を汚損、破損、滅失等させたとき、又は地域住民等第三者に対して損害を及ぼしたときは、入居者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 入居者は、移住者住宅の鍵を紛失等したときは、市長の請求に基づく鍵シリンダー等の取替等に係る実費を弁償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、入居者に対して、南丹市移住者住宅明渡し請求書（様式第16号）により期日を指定して移住者住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、入居者が既に納入した家賃は返還しないものとする。

(1) 本契約、要綱及び関係法令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正行為があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに次条の規定により移住者住宅を明け渡さなければならない。

(明渡し)

第13条 入居者は、本契約の契約期間満了日（契約期間満了日までに移住者住宅を明け渡そうとするときは明渡し希望日）の10日前までに、南丹市移住者住宅返還届

(様式第 17 号) により市長に移住者住宅の明渡しを申し出て、市長が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者は、前項に規定する検査のときまでに、室内を清掃し、自己の所有し、又は保有する物品等を全部撤去した上で、通常の使用により生じた損耗を除き、入居者の負担で移住者住宅を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 入居者は、第 1 項に規定する検査で補正を指示されたときは、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項に規定する検査の合格日又は前項に規定する補正の完了日をもって、移住者住宅の明渡しの日に認定するものとする。

(立入調査)

第 14 条 市長は、移住者住宅の防火、防災、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、市長が指定する調査員に移住者住宅の立入調査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入調査を拒否することができない。

(事故免責)

第 15 条 移住者住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住者住宅内で発生した事故に対しては、市長は、その賠償の責めを負わない。

(移住者住宅の売買)

第 16 条 入居者は、移住者住宅に 1 年以上居住した後、移住者住宅の購入を希望するときは、南丹市移住者住宅購入要望書（様式第 18 号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による購入要望書の提出があったときは、要綱第 3 条に規定する協定を締結した地域団体の意見を聴いた上で、入居者に移住者住宅を売却することができる。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関する紛争については、京都地方裁判所園部支部をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 市長及び入居者は、本契約及び要綱に定めのない事項や各条項の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、双方誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本契約の締結を証するため、貸主借主双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主 住所 京都府南丹市園部町小桜町47番地

氏名 南丹市長 ⑩

借主 住所 _____

氏名 _____ ⑩

様式第 6 号（第 10 条関係）

南丹市移住者住宅定期建物賃貸借契約説明書

年 月 日

貸主 住所 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

氏名 南丹市長 (印)

下記の物件に係る定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

本契約は期間の更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了します。

記

建物	所在地	京都府南丹市		
	構 造			
	床面積	㎡		
敷地	所在地	京都府南丹市		
	面 積	㎡		
契約 期間	始 期	年 月 日から	年 月間	
	終 期	年 月 日まで		

上記の物件に係る定期建物賃貸借契約について、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____ (印)

様式第 7 号（第 10 条関係）

南丹市移住者住宅入居開始届

年 月 日

南丹市長 様

入居決定者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	

※入居決定者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅への入居を開始したので届け出ます。

入居開始日	年 月 日			
入居者及び同居者	氏名	生年月日	続柄	職業・学校等
	入居者	年 月 日	本人	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
緊急時連絡先	入居世帯と連絡がつかない場合、本市や関係機関との連絡調整に利用します。			
	住 所	〒 ー		
	氏 名		続柄	
	電話番号	携帯電話		
		自 宅		
		勤 務 先		
関係書類	☐ 入居世帯全員の住民票（本市への転入時期がわかるもの）			

様式第 8 号（第 11 条関係）

南丹市移住者住宅入居決定取消通知書

年 月 日

様

南丹市長

印

年 月 日付けで選考結果を通知した南丹市 移住者住宅に
ついて、入居の決定を取り消したので通知します。

【入居の決定を取り消した理由】

- ☐ 期日までに、定期建物賃貸借契約に関する手続きが完了しなかったため。
- ☐ 期日までに、入居に関する手続きが完了しなかったため。
- ☐ 期日までに、敷金の納付に関する手続きが完了しなかったため。

様式第 9 号（第 12 条関係）

南丹市移住者住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅の家賃減免・徴収猶予を申請します。

申請区分	☐ 減免 ☐ 徴収猶予 【該当する「 ☐ 」にチェック(☑)】
	徴収猶予を申請する場合の希望期間後の完納方法
希 望 額	月額 円分（減免又は徴収猶予の希望額）
希望期間	年 月分～ 年 月分
申請理由	
関係書類	☐ 入居世帯全員の課税証明書（直近のもの／児童・生徒・学生を除く） ☐ 申請理由を証明する書類（医師の診断書・り災証明書等）

様式第 10 号 (第 12 条関係)

南丹市移住者住宅家賃減免・徴収猶予承認（不承認）通知書

年 月 日

様

南丹市長

印

年 月 日付けで申請のあった南丹市 移住者住宅の家賃減免・徴収猶予について、次のとおり決定したので通知します。

[illegible]

様式第 11 号（第 13 条関係）

南丹市移住者住宅敷金還付請求書

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

入金通知 送付住所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	
生年月日	年 月 日生

次のとおり南丹市移住者住宅敷金の還付を請求します。

還付請求金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	

委任状【入居者名と口座名義が異なる場合のみ太枠内に記入】

本敷金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

住 所	〒 ー
氏 名	

様式第 12 号（第 17 条関係）

南丹市移住者住宅模様替え・増改築等承認申請書

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 —
氏 名	⑩
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅の模様替え・増改築等をしたいので、承認を申請します。

なお、南丹市が指定する日までに、原状に回復することを誓約します。

申請区分	☐ 模様替え ☐ 増改築 ☐ その他（ ） 【該当する「☐」にチェック(☑)】
用途及び 申請理由	
施工内容	
施工期間	年 月 日～ 年 月 日（予定）
関係書類	☐ 施工内容がわかる図面（平面図・立面図・配置図等） ☐ 施工内容がわかる見積書（内訳を明記）

様式第 13 号（第 18 条関係）

南丹市移住者住宅入居者等変更届

年 月 日

南丹市長 様

（変更後の）入居者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	印
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅への入居者等の変更を届け出ます。

【変更後の内容を記入】

変更日	年 月 日				
入居者及び同居者	氏名	生年月日		続柄	職業・学校等
	入居者	年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
緊急時連絡先	入居世帯と連絡がつかない場合、本市や関係機関との連絡調整に利用します。				
	住 所	〒 ー			
	氏 名			続柄	
	電話番号	携帯電話			
		自 宅			
		勤 務 先			
関係書類	入居者及び同居者に増減若しくは変更が生じた場合のみ				
	☐ 入居世帯全員の住民票（本市への転入時期がわかるもの）				

様式第 14 号（第 18 条関係）

南丹市移住者住宅一時不在届

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅を不在とするので届け出ます。

なお、不在期間における住宅の管理及び家賃の納付は、自己の責任において行うことを誓約します。

不在理由			
不在期間	年 月 日～ 年 月 日（予定）		
不在時の 連 絡 先	順位	氏名	電話番号
	①		
	②		
	③		

※移住者住宅に戻ったときは、必ず南丹市に連絡してください。

様式第 15 号（第 18 条関係）

南丹市移住者住宅事故発生届

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅に事故を発生させたので届け出ます。

事故概要 発生原因	
発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
損害状況	
事故後の 処置状況	
関係書類	☐ 損害状況・処置状況がわかる図面（平面図・立面図・配置図等） ☐ 損害状況・処置状況がわかる写真

様式第 16 号（第 20 条関係）

南丹市移住者住宅明渡し請求書

年 月 日

様

南丹市長 印

次のとおり南丹市 移住者住宅の明渡しを請求します。

明渡し期日	年 月 日
請求の理由	☐ 契約、要綱及び関係法令に違反した。 ☐ 偽りその他不正行為があった。 ☐ その他市長が適当でないと認めた。
留 意 事 項	

様式第 17 号（第 21 条関係）

南丹市移住者住宅返還届

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	印
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅を返還したいので届け出ます。

明渡し希望日		年 月 日	
移転先	住 所	〒 ー	
	電話番号	携帯電話	
		自 宅	
		勤 務 先	
模様替え・増改築等を行った場合の原状回復処置状況			

様式第 18 号（第 25 条関係）

南丹市移住者住宅購入要望書

年 月 日

南丹市長 様

入居者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	

※入居者本人が自署する場合は押印不要

次のとおり南丹市_____移住者住宅の購入を要望します。

購 入 用 途	□入居者の住宅 □その他（ ）
購入希望日	年 月 日
購入希望額	円
希望条件等	